

# 一般社団法人中濃法人会 会員に関する規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人中濃法人会（以下「本会」という。）定款第3章に規定する会員の入会、退会、及び経費に関する事項を定めることを目的とする。

(法人の構成員)

第2条 本会に、次の会員を置く

- (1) 正 会 員 関税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
  - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所で次のように区分する。
    - ① 関税務署管内に本店がある場合、その支店等は賛助会員とする。
    - ② 関税務署管外に本店があり、複数の支店が入会した場合は、1支店のみを正会員とし、他の支店については賛助会員とする。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

## 第2章 入 会

(入会手続き)

第3条 入会者は、別紙1の「会員入会申込書」に所要事項を記載して本会事務局に提出し、理事会の承認を受ける。

## 第3章 経 費

(会費負担)

第4条 定款第8条に規定する会員に対する年会費は、定款第39条に規定する事業年度を区分として、下記の基準に基づき毎年負担する。

(資本金基準)

資本金	年会費
300万円未満	3,000円
300万円以上	4,500円
500万円以上	6,000円
1,000万円以上	7,500円
2,000万円以上	15,000円
5,000万円以上	25,000円

(その他の基準)

その他	年会費
系列法人	2,500円
支店・営業所・出張所・工場	2,500円
公益法人	2,500円
賛助会員	2,000円

## 第4章 退 会

(退 会)

第5条 会員は、定款第9条の規定による別紙2の「退会届」を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第5章 規程の改廃

(規程の改廃)

第6条 この規程を改正し又は廃止するときは、総会の決議を経て行うものとする。

## 附 則

1. この規程は、移行登記の平成25年4月1日から施行する。
1. 平成28年5月24日付本規程第4条（会費負担）の一部改正は、平成28年4月1日に遡及して適用する。

別紙1 会員入会申込書

第3条

一般社団法人中濃法人会 入会申込書

一般社団法人中濃法人会 会長 殿

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

法 人 名

代表者氏名・印

資 本 金 円

所 在 地 〒 ー

電 話 ( ) ー

F A X ( ) ー

別紙2 会員退会届

第5条

一般社団法人中濃法人会 退会届

一般社団法人中濃法人会 会長 殿

この度、一般社団法人中濃法人会を下記の理由により退会いたしますので、  
お届けします。

【退会理由】

平成 年 月 日

法 人 名

代表者氏名・印

所 在 地 〒 ー

電 話 ( ) ー

F A X ( ) ー